

韓国 IPG INFORMATION

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2015.3

発行 韓国IPG 事務局(日本貿易振興機構 JETRO ソウル事務所 知財チーム)

電話 02-3210-0195 | 電子メール kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集 笹野秀生(サナヒデオ)

編集 曹恩実(チョウ・ウンシル), 文炯逸(モン・ジョンイル), 安民熙(アン・ミンヒ)

ISSUE.

027

INDEX

◎ 韓国IPGの活動

「韓国知財セミナー」(東京、大阪)を開催いたしました。 01

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の

一部改正 03

特許法改正に向けた動き 04

職務発明補償制度の解説及び便覧の紹介 05

◎ IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」

・ 特許情報からみた中国IT企業の成長 07

・ 便乗映画の便乗タイトル

本や映画のタイトルはどうやって保護する? 08

韓国IPGへのメンバー登録

http://www.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

事務局からのお知らせ

皆様のご協力により2014年度も韓国IPG事業を活発に推進することができました。2015年度も微力ながら韓国における皆様のビジネスに役に立つ事業を遂行していきたく存じます。何卒よろしくお申し込み申し上げます。

CAUTION

＜韓国IPG Information＞に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

IP5とは世界の5大特許庁(知的財産庁)を指し、5庁の合計特許出願数は全世界の80%を占めています。以下に5つの特許庁のロゴを示しますが、それぞれの特許庁のものでしょうか?



※ 回答は5頁の下部に掲載しています。

◎ 韓国IPGの活動

韓国知財セミナー「韓国特許法の最新状況及び韓国知財紛争対応のポイント」を開催いたしました。

朴槿恵大統領の主要政策として「創造経済」が掲げられた以降、知的財産に対する関心が益々高まっております。それを受けて2014年にも多数の法律改正がありました。また、韓国における知財制度は、最初は日本法の影響を受け、日本の制度と似ている部分が多いですが、最近では、欧米の制度も多く参考とする他に、韓国独自の制度の導入等を通じて発展しているため、日本の制度との違いも存在します。さらに、知財紛争につきましては、実務上注意すべきポイントが多々あります。そこで、ジェトロでは、去る2015年2月25日、26日の両日にかけて、東京、大阪にて韓国知財セミナー「韓国特許法の最新状況及び韓国知財紛争対応のポイント」を開催いたしました。

今回のセミナーには、東京・大阪合計約200名の方にご参加いただき、好評を博しました。この紙面をかりてお礼申し上げますとともに、セミナーの概要をご報告いたします。

セッション1：最新の韓国改正特許法及び実務上の運用

①2015年1月1日施行の改正事項

第一に、外国語PCT出願の場合、翻訳文主義から原文主義に転換されます。それによって、外国語PCT明細書等は、韓国特許法上の明細書等とみなされることになり、翻訳文は補正書として機能します。つまり、外国語PCT明細書は、先行技術及び先出願としての効果を持ち、翻訳文は審査及び権利設定の対象となります。誤訳訂正の手数料は、「71,000ウォン+クレー

ム数×22,000ウォン」となり、クレーム数ベースで算定されるのが特徴です。また、翻訳文について誤訳訂正を行う場合、誤訳訂正と共に明細書に対する補正書も同時に提出する必要があるのでご注意ください。

第二に、明細書記載要件が簡素化されます。「発明の説明」を記載した明細書及び必要な図面を添付した願書の到達日が「特許出願日」として認定され、クレームを添付しなくても出願日が認められます。もちろん、所定期間(1年2か月)内にクレームを記載する補正を行わないと、特許出願はみなし取り下げとなります。

第三に、国内特許出願における外国語書面出願制度の導入です。言語については、現在、英語のみとなっています。基礎出願が英語明細書になっている場合において、翻訳文作成時間が足りない場合役立つと考えられます。誤訳訂正の要領、登録後の特許の訂正も外国語PCT出願と同じ、出願・誤訳訂正の手数料も外国語PCTのそれと同じです。出願書(韓国語)を作成する際、「出願言語」欄に「英語」と記載すれば、英語書面等(「発明の説明」、「請求の範囲」、「要約書」、「図面」)をともに添付することができます。ここで注意点は、各項目名は、韓国語で記載しなければならないことです(例:【Title of Invention】×/【발명의 명칭】○)。

②2015年7月29日施行予定の改正事項

第一に、分割出願期間が拡大されます。特許決定後でも追加的な権利化が必要な場合があるにもかかわらず、従前は分割出願の可能時期に制限があるという問題がありました。改正を通じて現行法では特許決定後にはできなかった分割出願が、2015年7月29日以降に特許決定書を受領する全ての出願に対し、特許決定書の受領日から3か月(その間に設定登録料を納付した場合は、その納付日まで)まで可能になります。

第二に、新規性喪失の例外主張期間も拡大されます。出願時のみ新規性喪失の例外主張が可能だったのに対し、2015年7月29日以降の特許出願から①出願時のみならず、②補正可能期間及び③特許決定書の受領日から3か月以内(登録料の納付日まで)にも可能となります。しかし、登録になってからは主張ができなくなり、むしろ、新規性なしの無効理由になってしまうので、ご注意ください。

セッション2: 韓国における特許紛争はこう対応しなければならない

セッション2では、日本企業が特許侵害を受けた仮想事例をもとに、紛争時に、利用可能な制度として、大きく証拠確保のための制度、民刑事的な救済手段、審判制度、貿易委員会(KTC)及び税関の制度等を紹介しました。

第一に、証拠確保のために証拠保全制度の活用が強調されました。証拠保全制度とは、通常の手続きでは原告による証拠集めが困難な場合や証拠隠滅のおそれがある場合、予め裁判所が証拠を調査し、結果の

保全を図る判決手続きです。日本企業にとって証拠保全制度の活用可能性が高いケースとしては、少数の製造業者にのみ供給される生産設備、市場で購入することができない原資料等が証拠になる場合があります。

第二に、民刑事的な救済手段としては警告状の発送にリスクがある一方で、訴訟の提起の方がリスクが少ないことを説明しました。警告状を侵害者に発送する場合は、刑事的には、特許権が無効又は権利帰属に争いがある場合、威力による業務妨害罪になる可能性があり、民事的には、非侵害又は特許が無効と確定される場合は、不法行為を理由にした損害賠償義務が発生する可能性があるため、注意しなければなりません。顧客者に発送する場合は、刑事的には、信用毀損罪、営業妨害罪、民事的な場合は、不正な権利行使だった場合、損害賠償責任を負いかねないので注意が必要です。一方で、訴訟提起は、憲法上認められた権利であり、警告状のようなリスクは殆どないとのことです。

訴訟提起時には、迅速性や効率性を考慮し、差止請求と損害賠償請求のうち、どちらが有利かを判断する必要があります。また、自社の特許有効性を再確認し、欠陥がある場合、訂正審判を利用して誤謬を直しておく必要があります。

第三に、裁判所以外にも、貿易委員会手続や税関の国境措置を利用することもできます。まず、米国の国際貿易委員会(ITC)と類似する貿易委員会(KTC)は、調査申請があった案件に対し調査を行い、問題があると判明された場合、是正措置、課徴金・履行強制金の賦課等の制裁を下すことができます。一方、税関では、韓-EU FTAの影響で特許権(実用新案は含まれていない)、意匠権侵害の輸出入物品に対し通関保留が可能です。韓国制度の特徴は、貿易委員会と税関の両方を持っているという点です。ほとんどの国ではいずれか一方しかありません。両機関の相違点は、以下のとおりです。

	税関	KTC
根拠法	・関税法	・不正競争防止法
対象知財権	・特許権、商標権、意匠権、著作権、 品種保護権、GI権	・特許権、商標権、意匠権、著作権、GI権、営業 秘密等
所要期間	・KTC手続きに比べ短期間	・6~10か月(暫定措置可)
執行手続	・侵害物品の通関保留、-	・KTCの侵害判定で税関に協力要請 ・KTCの侵害判定は税関の職権通関保留の要件
担保要部?	・通関保留要請時、課税金額の120% 担保提供	・審査申請中に担保提供が不要(暫定措置申 請時に担保提供が必要)
審理	・税関長等 ・決定審議人(5人)の決定、関連機関 の意見等を参考	・KTC9人の多数決定権 ・鑑定人(主に弁理士)の鑑定書、関連機関の 意見等を参考

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正

2015年1月28日付けで不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下「営業秘密保護法」)の一部改正法の公布が行われました。今回の改正は営業秘密の定義についての改正を含んでおり、実務的に今後大きな影響がある可能性があるため、以下で解説します。なお、営業秘密の定義変更については公布日に施行されています。

<改正条文新旧対比>

条文番号	旧条文	新条文
第2条(定義)	「営業秘密」とは、公然と知られてお	「営業秘密」とは、公然と知られてお
第2号	らず、独立した経済的価値を有するものであって、 相当な 努力により秘密として維持された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。	らず、独立した経済的価値を有するものであって、 合理的な 努力により秘密として維持された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう

2条2号で規定されている営業秘密の定義は、「営業秘密の3要件(非公知性、経済的有用性、秘密管理性)」として知られています。この3要件のうち、「秘密管理性」については、従来「相当な努力により秘密として維持」することが求められていました。営業秘密については、特許法のように権利範囲の公示を前提にできないため、本当は秘密ではなかった情報まで法の保護を受けられるとなると、その情報を秘密と知らずに入手・利用した者が思わぬ不利益を被る可能性があります。そこで、営業秘密として「相当な努力」により管理されていたものでないと、保護を受けられないという規定になっていたわけですが、この規定が極めて厳しく運用されていたために、営業秘密の保護のための十分なシステムを備えることができない中小企業等は、営業秘密として保護を受けられない事例が発生していました。具体的には次のように、秘密管理が不十分なため営業秘密と認められなかった判例があり、各国が似たような制度を備える中でも、韓国の運用は特に厳しいと言われていました。

<秘密管理性に関する従来判例(要約)>

2006コ単4808

プログラムのソースコードにアクセスする職員に対し、単に営業秘密遵守誓約をさせるだけではならず、例えば、職員各自のアクセス制限や、アクセスログの記録、保安管理専門担当職員の設置及びその担当者の事前許諾等が必要である。

2006カ合17631

‘無断コピー’、‘対外秘’等を記載しておいた事実だけでは、秘密管理について相当な努力を傾けたと認めるにはならず、むしろ上記の技術情報に関する文書や設計図面などを会社の外にも持ち出せるようにした事実が認められるため、秘密として管理したと見ることはできない。

2004カ合10118

誓約書を徴収する他に核心技術を文書化してその接近を制限したり、研究所には関係者以外出入りできないようにするなど技術情報を厳格に管理したという事情が見られず、むしろ研究室の関係者に研究結果などが全て公開され、特別な接近制限措置が無かったものと認められ、技術情報が客観的に営業秘密として保持・管理されてきたとは見難い。

これに対し、今回の改正では中小企業の営業秘密保護を強化するため、秘密保持に必要な“相当な努力”を“合理的な努力”に緩和しました。この改正は中小企業のみならず、営業秘密を守ろうとする全ての企業にメリットをもたらすものと考えられ、上記判例についても今後修正される可能性が高いと言えます。一方で、営業秘密要件のハードルが下がったことで、他社から提訴されるリスクも増大していることを認識すべきです。他社の営業秘密を不用意に入手してしまったばかりに、未発表であった自社の新技術の開発をあきらめざるを得ないことも考えられますので、自社の秘密情報だけでなく、他社の秘密情報についても注意を払うことが必要といえます。

なお、どの場合に当該情報が“合理的な努力”で管理されるのかに対する具体的な施行令やガイドラインは出ておらず、また、改正初期であるため関連判例なども全く出ていない状況です。したがって、当面はこれまでの例を参考にした方が無難といえますが、いずれにしても、営業秘密情報の特定と該情報に対する秘密であることの表示、情報へのアクセス制限、秘密保持誓約書(契約書)の締結については、行うべきでしょう。また、電子データへのアクセスログの記録についても、営業秘密流出が起きた際の流出経路特定及び漏洩に対する抑止力の観点から、非常に効果的といえます。

特許法改正に向けた動き

グローバル特許立国への跳躍を目指し「世界特許ハブ国家推進委員会」が2014年10月に発足し、知的財産関連法の改正などの環境整備が加速しています。この委員会には64人の与野党議員とKAISTおよび知的財産に関する官民の専門家20人が参加しております。

上記推進委員会に参加する議員13名により、特許権の活用促進を狙いとした特許法改正案が2015年2月14日に臨時国会で発議されました。改正案の概要のうち、特に、イ、ホ〜チについては、日本では既に同趣旨の規定が導入されており、これまでもSJCからの建議で韓国政府に要望を行ってきた事項です。臨時国会は2015年3月3日で終了したので、まだ成立はしていませんが、今後開催される国会で継続審議（※コラム参照）されることになっていますので、成立が期待されるようです。法案提出背景及び概要を以下で紹介いたします。

◎ 法案提出の背景

韓国では、特許権者の勝訴率が20%程度と低い上に、勝訴しても損害賠償額が低く、侵害者が特許無効審判を起こして無効になる割合も60〜70%と高いため、特許権保護において世界最下位の水準とみなされており、韓国企業さえ韓国における特許訴訟を避けている実情があります。

このような状況は、韓国に進出する外国企業にとっても障壁となっており、韓国IPGとしてもSJCを通じて毎年韓国政府に対して建議という形で改善要望をしてきました（※2014年の建議事項については前号のIPG Information参照）。韓国の有識者の間でもこのような状況が続けば、IP5（※今号の知財トリビア参照）の一国としての知的財産大国を標榜する韓国が、昨年特許紛争がグローバル化する中でプレゼンスを失うだけでなく、知財権保護が不十分であると見なされれば韓国への投資も減少するといった危機感が共有されているようで、今回の法案提出に繋がったと見られます。

◎ 改正案の概要

Ⅰ. 特許権侵害行為の立証責任を転換する条文の新設(案第126条の2を新設)

これは、侵害に関する情報を侵害者と比べてあまり有していない原告(特許権者)に立証責任を負わせる現在の制度を改善し、被告(侵害者)に実施行為提示の義務を課すことにより侵害立証責任を被告に転換するものです。

Ⅱ. 特許権に基づく損害賠償請求権の根拠規定の新設(案第128条第1項を新設)

特許権侵害に対する損害賠償請求権の根拠規定を新設する改正案ですが、日本特許法と同様に、現行法でも侵害時の過失推定規定はあるので、実質的にはこの条項が新設されることによる影響はないと見られます。

Ⅲ. 軽過失侵害者に対する減刑規定の削除(案第128条第4項後段を削除)

これは、次項の3倍賠償制度に合わせた改正案と見られます。

Ⅳ. 3倍賠償制度の新設(案第128条第8項を新設)

故意又は重過失がある場合には損害賠償額の3倍を超えない範囲内で損害賠償責任を認めるという旨の改正案であり、英米法で取り入れられている、損害賠償に懲罰的意義を持たせる制度の導入を目指すものと見られます。日本でも以前から議論がありますが、懲罰としては刑事罰の規程もあり、一般法である民法709条の規程にもそぐわないため、日本での導入は難しいという見方が一般的です。韓国の法体系は日本とほぼ同じなので、懲罰的損害賠償の考え方が法制度に取り入れられるのかどうか、今後の審議が注目されます。

Ⅴ. 鑑定に命令に伴う説明義務規定の新設(案第128条の2を新設)

損害額を算定するために法院が鑑定を命じたときに、当事者が鑑定人に対して鑑定に必要な事項を説明することを義務化する改正案です。

Ⅵ. 証拠提出命令の侵害行為立証への適用拡大(案第132条第1項)

これまで韓国では損害額の算定のための証拠提出命令の規定はありましたが、侵害行為立証に関しては規定がありませんでしたので、侵害行為の立証が容易になるものと期待されます。

Ⅶ. 証拠提出命令の拒否事由の判断手続の新設(案第132条第2項から第4項まで)

秘密審理手続制度を導入し、法院が資料提出を強制できる旨の改正案です。証拠提出命令規定を整備しても、営業秘密等を理由に拒否できるのであれば、実効性は上がらないので、このような規定の整備が期待されます。

Ⅷ. 損害賠償額を低く算定する傾向の原因となる規定の改善(案第65条第2項、第128条第3項及び第207条第4項)

現行法で「通常受け取ることができる金額」を損害額として賠償請求できるという表現になっていることで、賠償金などが低く算定される傾向が見られるため、「通常」という表現を削除するという改正案であり、この改正を契機に、損害賠償額の適正化が図られることが期待されます。

【コラム(国会の会期中に成立しなかった法案はどうなる?)】

韓国の国会は一院制で解散が無いせいか、会期中に成立しなかった法案は国会議員の改選が無い限り、次の会期に自動的に引き継がれます。日本では会期中に成立しない法案は別途決議がない限り継続審議とならず、廃案になってしまうのと対照的です。

現在継続審議中の特許法改正法案としては、今回解説したものの他に、発明の定義(第2条)で、コンピューターソフトウェアを物の発明に含める法案があります。

職務発明補償制度の解説及び便覧の紹介

韓国では、2014年1月に改正発明振興法が施行され、職務発明制度が大きく変わりました。改正から1年が経ちましたが、企業側（使用者）に義務規定の多いこの新制度について、多くの企業が不安を感じており、昨年11月のIPGセミナーにおいても大きな関心を集めたところです。そこで、この度韓国特許庁発行の「改正職務発明補償制度の解説及び便覧」の和訳をジェトロで作成いたしました。

この資料には、特許権の予約承継や発明補償規定の事前作成などの使用者の権利義務や、職務発明に対する補償について詳しい解説があるだけでなく、企業が整備すべき発明補償規定等のモデル規定が掲載されており、各企業の参考になるものと思います。

ジェトロソウル知財チームHP(<http://www.jetro-ipr.or.kr/>)の2015年2月9日付けのお知らせに掲載しておりますので、参考にいただければ幸いです。



知財トリビアの回答

左のロゴから、欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国知識産権局(SIPO)、米国特許商標庁(USPTO)です。

IP5は2007年から長官会合を開催して相互協力を推進しており、国際的な制度調和の議論等をリードする存在です。

IP5ウェブサイト：<http://www.fiveipoffices.org/index.html>

韓国IPニュース

ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

韓国産バッテリー、グローバル特許競争力もトップ

(電子新聞 2015.1.12.)

12日、市場調査会社のSNEリサーチによると、電気自動車向けバッテリーシステム市場において韓国企業が保有している特許数は1,039件で、1,482件の米国に次いで2番目に多く、日本が989件、欧州が560件の順となった。バッテリーシステムの特許は、電気自動車向けバッテリー管理システム(BMS)を含め、容量および熱制御技術など6分野に至る。韓国企業が電気自動車の最大市場である米国と欧州で快進撃している上、これまでバッテリー産業で優位に立っていた日本の特許数を上回ったのは、今回が初めてだ。

特許出願しても白紙に…特許無効訴訟の勝訴率が70%に

(電子新聞 2015.1.20.)

20日、業界によると、中小企業ITWellがコンビニ大手3社と販売時点情報管理(POS)システムの特許を巡って訴訟を繰り返している中、大企業側が特許を無力化するために関連特許の無効訴訟を起こした。

ITWellがBGFリテールを相手に積極的特許権利の範囲確認審判を提起したが、韓国コンビニ産業協会はITWellを相手に特許無効審判を提起した。

ITWell側は「大企業のコンビニ3社がITWellの権利行使に対して、むしろ特許無効審判を提起している状況だ。中小企業が投資してようやく特許を出願しても、大企業が力の論理で無効訴訟制度を悪用すると、特許出願が白紙に戻ってしまい、海外展開にも支障が生じかねない」と訴えている。

特許審判院は、当該特許の無効審判において韓国コンビニ協会の勝訴だと判断した。

現代自動車、グローバル業界の特許出願でトップ3

(デジタルタイムズ 2015.1.20.)

20日、関連メディアによると、トムソン・ロイターIP&Scienceは、「2015年自動車産業の革新状況」という報告書を通じて、現代自動車が推進力、カーナビ、ハンドリング、安全およびセキュリティー、エンターテインメントの5分野において特許出願総合3位に上ったと明らかにした。調査期間は2009年から2013年までだ。

同報告書は、「現代自動車の特許出願数は2010年500件から2013年1,200件

と2倍以上増えた。最も速いスピードで成長を遂げている自動車業界最高の革新企業だ」と評価した。自動車業界の特許出願トップ企業はトヨタ自動車で、2位はボッシュ、4位はホンダ、5位はデンソー、6位はダイムラーの順となった。

POSCO、新日鉄住金と国内特許紛争で勝訴

(デジタルタイムズ 2015.1.30)

30日、POSCOによると、特許法院は、新日鉄住金が自社の方向性電磁鋼板に関する韓国特許4件を無効だと判断した特許審判院の審決に対して提起した特許無効取消訴訟において、「3件はすでに知られている技術と同様または類似であるため、認められない」と原告の請求を棄却した。残りの1件は有効だと判決したが、2012年10月に権利が消滅された。

新日鉄住金は、2012年4月、POSCOが自社の退職社員を通じて方向性電磁鋼板の製造技術を手に入れたとして、東京地方裁判所に営業秘密・特許侵害の訴訟と同時に986億円の損害賠償請求の訴訟を提起した。米ニュージャージー州連邦裁判所においても類似した訴訟を起こした。これに対してPOSCOは、2012年7月大邱地方法院に債務不存在確認訴訟を提起した後、同年9月に米特許庁、2013年4月に韓国特許庁特許審判院に特許無効審判を請求した。米特許庁も2013年10月、似た趣旨の中間決定を出している。

特許庁への模倣品通報が急増

(韓国特許庁 2015.2.3.)

特許庁商標権特別司法警察は、昨年、模倣品通報センターへの通報件数が3,056件に上り、2013年比21%増加したと発表した。この件数は、特許庁が特別司法警察業務に本格的に取り組んだ2011年に比べて約4倍増加した数値で、そのほとんどはオンライン経由で取り引きされる模倣品の通報だという。

特許庁によると、オフラインで行われる模倣品の製造・流通行為は徐々に減少しつつある一方、オンラインでは、取り締まりが容易ではないという点を利用してSNSなど、多様な手法をもって密かに取り引きされている状況だ。

特に、オンライン経由で取り引きされる模倣品の取り締まりの場合、当該商品が模倣品か否かを確認する鑑定の手続きが必要となるが、正規品の鑑定は当該商品の商標登録者以外にはその権限がないため、特許庁が商標権者に依頼する手続きを経て行われている。

PCT加盟30年、国際出願が1,300倍成長

(韓国特許庁 2015.2.4.)

2014年、韓国のPCT国際出願件数は、前年比5.6%増加した13,138件となった。加盟初年度の出願件数がたった10件だったことに比べると、目を見張るほどの成長だ。

韓国の国際出願件数は、1993年に100件、2000年に1千件、2006年に5千件、そして2011年には1万件を突破した。昨年1年間で1万3千件を上回る出願件数を達成し、PCT条約加盟以来30年間の年平均伸び率は、24.1%となった。このような勢いに支えられ、韓国は、世界5大PCT出願国※の地位を維持できると見られている。

※1位は米国、日本、中国、ドイツ、韓国の順(2013年基準)

2014年度の多出願人は、サムスン電子が1,639件でトップとなり、次いでLG電子(1,396件)、LG化学(826件)の順だった。この3大多出願人が出願件数全体の29.4%を占めている中、中堅企業の東友ファインケム(82件)が有数の大企業を追い抜いて、8位に上った。

中国でヒットした韓国化粧品の模倣品を摘発

(韓国特許庁 2015.2.5.)

特許庁の商標権特別司法警察は、中国で人気の高い韓国化粧品(マスクパック)の模倣品を製造・流通した疑い(商標法第93条)で、チェ某氏(男性、65歳)など4人を在宅起訴した。

容疑者らには、中国で人気を博している韓国製マスクパック「リーダーズ・インソリューション(商標登録第1034198号)」の模倣品26万6,000点(時価7億9,000万ウォン)を違法製造し、中国に流通させた疑いが持たれている。特司警は、このうち、15万8,545点を差し押さえた。また、10万8,000点はすでに中国に流通されたと見ている。

No.	タイトル/内容	掲載日
1	医薬品特許特許権制度の関連案件を優先審判として処理 特許庁は、薬事法の改正により2015年9月15日から施行された「医薬品	2015.09.16
2	特許庁、知財庁産権のワンストップ検索サービスを開始 特許庁は、創設後初のワンストップ検索サービスを開始	2015.09.16
3	特許庁、特許審判品質の革新に 特許庁は、2014年特許審査処理期間を世界トップ水準の11カ月以内で短縮	2015.09.16
4	海外商標出願が容易に 特許庁は、米国・欧州・日本・中国・韓国で共同認定される商品・サービス業	2015.09.19
5	特許庁、知財権保護ガイドブックを発行 特許庁は、海外進出企業の知財権保護活動を支援するため、中国、ドイツ、台	2015.09.12
6	韓・中FTAの活用、「チェーンデスク」が支援 口韓国の中小企業が先発的に韓・中FTAに備えられるよう様々な情報やコンサ	2015.09.11
7	ジェネリック医薬品市場、「無登録」に突入 今年に入って、製薬・バイオ業界に「ジェネリック医薬品」が話題となってい	2015.09.11
8	IPRシフトへの保護に関する知財庁産権フォーラムを開催 特許庁は、最近関心が高まっている氏名、商標、声など、人権的知財の商業的	2015.09.10
9	特許庁、スマート産業システムの権限を明確 特許庁は、特許権者ももちろん、審判官が作成する通知書のミスも自動的に予	2015.09.09
10	LG化学、中韓バッテリー業界のトップ企業にむけ「1レータの特許を輸出 LG化学が独自開発したバッテリーの安全性を向上させた「1レータ(Gafely	2015.09.08

※ 詳細な記事、その他のニュースについては「韓国の知的財産ニュース」をご覧ください。http://renew.jetro-jpr.or.kr/news/letter_list.asp



File No.75

< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >

特許情報からみた中国IT企業の成長

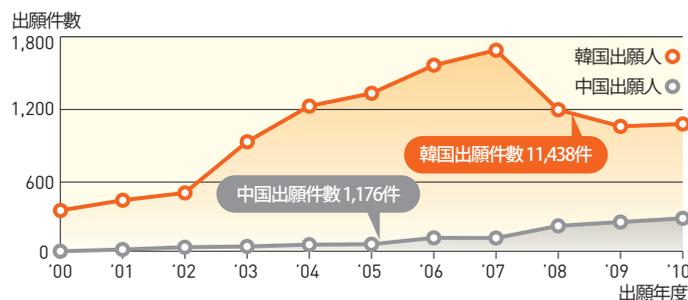
中国情報技術(IT)企業の成長が急である。特に2014年後半は、サムスンに代表される韓国IT企業の業績の落ち込みが目立ったが、その韓国企業のシェアを奪っている中国企業のここ数年の成長の要因を、特許情報から読み解いてみたい。

ここ数年、スマートフォン産業が急成長し、サムスンを中心とする韓国のIT企業は好景気を享受した。しかし、多くの専門家らは、モバイル市場がある程度停滞期に入ったため、スマートフォンの製造と流通を通じては、これまでのような高成長は望めないとの見方を強めている。これには、ファーウェイ(Huawei)、レノボ(Lenovo)、シャオミ、ZTEなど中国を代表するIT企業の成長も一役買っている。中国の中・低価格の携帯市場でのみ通じると思われていた中国の企業が、米国、韓国などのプレミアムフォンと競っても決して引けを取らないレベルの製品を続々と披露している。

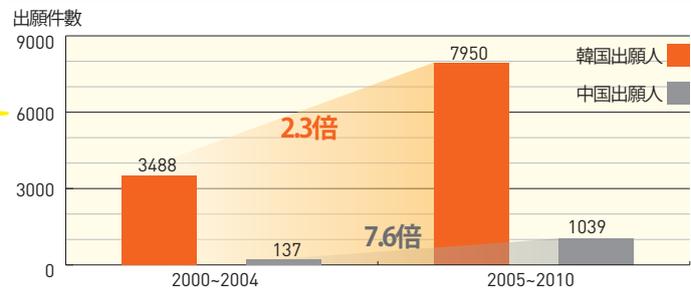
こうした中国の急速な成長性は特許出願傾向からも伺える。米国に登録され、同時に日本と欧州連合(EU)に出願された3極特許を通じて情報通信技術(ICT)分野における韓・中間の特許出願傾向を調べた結果、韓国人による出願が圧倒的に多いことが分かる。韓国出願人による文献は計1万1,438件、中国出願人による文献は1,176件で、韓国出願人によるものが約10倍高かった。しかし、最近5年間中国人による出願件数が急増している。2000年代の前半と後半に分けて出願件数を比較したところ、韓国人による出願は約2.3倍増加した反面、中国人による出願は約7.6倍増加している。さらに、技術水準を把握する指標ともいえる平均被引用回数においても韓国(韓国7.2回、中国4.4回)とそれほど大きな差はないため、特許の品質もまた向上されているように思われる。実際、最近中国IT企業は、公開している製品ごとに魅力的なデザインや機能を搭載させ、消費者の視線を釘づけにしている。

これらの中国を代表するIT企業の成長は大きく二つの形態をとっている。ファーウェイのように莫大な研究開発投資によって成長の基盤を固める場合と、レノボのように合併・買収(M&A)を通して短期間に市場競争力を確保する

年度別出願件数



年度区分別出願件数



場合である。現在、ファーウェイは全世界15万人の職員のうち約45%が研究開発に携わっており、毎年、年間売上の10%以上を研究開発に注ぐなど、ここ10年間で約190億米ドルを技術開発に投資している。こうしたファーウェイの研究開発に対する投資は特許出願活動の結果からも伺える。最大IT市場である米国に年平均680件以上の特許を出願し、今まで合計6,382件を出願している。一方、レノボは特許出願件数はファーウェイの約20%でしかないのに対し、特許の購入数において目立つ。現在まで約1,330件の特許を買収しているが、2005年に最も多い976件の特許を買収している。これはレノボがIBMのパソコン(PC)事業部を買収した結果によるもので、レノボが今日グローバル企業として成長できた大きな原動力となった。まだ、レノボのM&Aによる成長はそれだけにとどまらない。今年初めにはグーグルからモトローラを買収し、通信関連の特許2,000件以上を取得した。また、3月には携帯向け無線技術会社アンワイヤード・プラネット(Unwired Planet)が保有する特許を買取り、10月には日本のNECの携帯電話関連特許3,800件を買収したと発表した。

このように中国IT企業は、研究開発投資およびM&Aを通じて必要な要素技術を確保していき、価額競争力の上に製品競争力まで強めている。また、中国政府の科学技術に対する積極的な投資に支えられ、中国IT企業の成長はますます加速している。中国へ輸出される割合の中、ITの占める割合が高い韓国としては、すぐ後に迫る中国企業の成長はとてむ脅威的である。韓国がこれからITC分野で中国との競争において優位を占めるためには、既存の製品の領域から切り抜き、一歩進む必要がある。すなわち、ハードウェア分野で新たな新成長動力を発掘し、これを中心にプラットフォーム、コンテンツが連携する新サービス領域を創り出すなどの特段の努力が必要であるように思われる。

<今回の解説者>

(株)WIPS 戦略企画室 邊泳志(ビョン・ヨンジ)課長

1980年生まれ、'05年九州大学法学部卒業、'07年九州大学大学院卒業、'07年から技術経営コンサルティング業務を経て現職

(監修:日本貿易振興機構=JETRO=ソウル事務所副所長 笹野秀生)



File No.76

< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >

便乗映画の便乗タイトル

本や映画のタイトルはどうやって保護する？

大ヒットとなった映画やドラマ、本などのタイトルなどを真似ることで、大ヒット作品と関連があるかのような印象を与える模倣作品を目にすることがあります。このような場合、オリジナル作品の権利はどのように保護されるのでしょうか？最近の事例を挙げつつ解説します。



米ドリームワークス社(以下、ド社)のアニメーションシリーズ映画『カンフーパンダ』(原題:Kung Fu Panda)はご記憶に新しいことと思います。韓国でも数百万人の観客を動員したヒット作ですが、2013年7月、『カンフーパンダ(Kung Hu Panda)』というタイトルの中国アニメーション映画が韓国で封切りされました。内容に類似性はなく、特にタイトルの類似性が問題になりましたが、その違いがわかりますか？表記上はFuかHuかの違いですが、ハングル文の文法上Fuは「フ」と発音し、Huは「フ」と発音するので、称呼上の違いもあります。

後者の原題は中国では『The Adventures of Jinbao』ですから少なくともタイトルにおいて中国側がオリジナルに便乗しようとしたわけではなく、韓国の輸入・配給業者が国内タイトルを上述の通り「Kung Hu Panda」に変えて上映していたのです。

さて、道徳的に言えばド社の権利利益が保護されるべきであろうことは言うまでもないでしょう。ただこのような場合、原作者はいったいどのような法により、どのような法律構成で保護され得るが問題になります。紙面の関係でかいつまんでいうと、主に著作権法、商標法、不正競争防止法(以下、不競法)などの適用が検討されます。

まず著作権法の適用を検討します。韓国の大法院は「作家やマンガ家が考案した題号はそれだけでは思想または感情の表現とはいいがたくその題号は著作物として保護することができない」と判示しており、著作権法で本件の保護は厳

しいと思料されます。

続いて商標法による保護ですが、保護する商標は「商品」の出所を表す「識別表示」のため、定期刊行物やシリーズ物の題号として使用するなど、取引界で題号が出版社、映画会社を表示する識別表示として認識され得る場合には商標法で保護され得ます。したがって本オリジナル作品の場合でも「シリーズ物」として認定されればド社の識別表示として商標法の保護を受けることができると考えられています。

この商標法による保護はド社の当該商標が出願・登録されていることが前提ですが、仮に出願・登録されていないとどのような法律構成を検討できるでしょうか？

それが3つ目、不競法による保護です。同法は「国内に広く認識された他人の氏名、商号、商標、商品の容器、包装その他、他人の商品であることを表示した表示と同一もしくは類似したものを使用し、またはこのような物を使用した商品を販売、頒布もしくは輸入、輸出して他人の商品と混同を引き起こす行為」を禁止しています。したがって本オリジナル作品のように韓国国内に広く認識されている場合には不競法によっても保護されることになります。

実際に不競法が適用された例として、韓国国内では韓流ドラマ『宮』の制作会社が『宮s』の制作会社を相手取った題号使用および制作禁止仮処分申請を裁判所が認容した事例などもあります。

便乗映画やパロディー映画なら原作者に対するオマージュやリスペクトが含まれているものもあるので一律に法的に潰してしまうのは個人的にはどうかとも思いますが、本件の場合、タイトルを変えた韓国側の輸入・配給業者がやり過ぎたことは確かなようです。

タイトルや題号の保護は商標として登録することが最も安全な保護策と言えますが、万全ではありません。また不競法による保護も国内に広く知られているという周知性の立証は侵害を主張する側にありこれも大きなハードルとなります。

結局のところ、万能薬というものには存在せず、それぞれの事案によって法律構成をしっかりと練って相手を追い詰める必要がありますので、具体的な問題が生じた場合はご最良の弁理士・弁護士にご相談ください。

<今回の解説者>

Y.S. CHANG 特許法律事務所 朴鎮佑 弁護士・弁理士

嶺南大学ロースクール卒(法学専門修士)、慶熙大学ロースクール博士課程在学中(知的著作権)。専門は著作権・商標権。韓国造形デザイン協会諮問弁護士、蔚山大学繊維デザイン学科諮問弁護士。(監修:日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 笹野秀生)

